

2020年6月1日

お客さま各位

トマト銀行

契約終了後の融資契約書類等のお取扱いについて

平素は、トマト銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、これまで当社では、ご返済終了後の融資契約書類等につきまして一律にご返却しておりましたが、2020年6月1日以降のご返済終了分からは、当社にてご返済終了後の契約書類等を一定期間保管した後、適切に廃棄させていただく取扱いに変更させていただきました。

なお、抵当権の解除登記等で必要となる契約書類については、引き続きご返却いたします。

ご返済終了後の契約書類の返却をご希望される場合は、お手数ですが契約終了後3ヵ月以内にお取引店までお申出いただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、お取引店もしくは最寄りの店舗までお問い合わせください。

以上